

議事日程（開会日） 令和3年6月9日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 所信表明について
- 日程第 4 議案第26号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第27号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第28号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第29号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第30号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第31号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第10 議案第32号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 報告第1号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第2号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第3号 令和3年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和2年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	後藤紀子君	2番	古村護君
3番	鎌田鷹介君	5番	加藤真人君
6番	伊藤守君	7番	服部芙二夫君
8番	三輪一雅君	9番	伊藤好博君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
教育長	山北哲君	総務政策課長	小島裕紹君
総務政策課副参事	中山重徳君	危機管理課長	伊藤雅人君
会計管理者	山田克己君	産業課長	多賀達人君
建設課長	黒田良人君	住民課長	伊藤正典君
福祉健康課長	松本大君	税務課長	藤井光利君
教育課長	黒田和弘君		

事務局出席職員

事務局長 平松孝浩 議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開会

○議長（服部英二夫君） 皆様、おはようございます。

本日、令和3年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かと御多用のところ、御出席賜り、ありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出されております議案につきましては、執行部提出議案10件でございます。いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と御協力を賜りますこと、お願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和3年第2回木曾岬町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

3番議席、鎌田鷹介議員、6番議席、伊藤守議員の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る6月2日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審査結果報告をお願いします。

○ 8 番（三輪一雅君） 議長、8 番。

○ 議長（服部英二夫君） 8 番議席、三輪一雅委員長。

○ 8 番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

去る 6 月 2 日午前 9 時より議会運営委員会を開催し、委員 4 名全員の出席をいただくとともに、地方自治法の規定に基づき、議長の出席を求め、執行部より町長及び副町長の出席の下に、令和 3 年第 2 回木曾岬町議会定例会における日程の付議事件等について協議をいたしましたので、その審査経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、副町長よりその議案の概要説明を受けて、審査に入りました。説明を受けました議案の内容は割愛いたしますが、本定例会初日に提出されます議案は、一般会計、特別会計の補正予算案 3 件、条例の一部改正案 2 件、協議案 1 件、協定の締結案 1 件、報告案件 3 件、合わせて 10 件であります。これらの議案について十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議議案の状況を考慮し、会期については本日 9 日から 18 日までの 10 日間とし、十分な審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、本定例会の議事日程ですが、本日の日程は、この後、加藤町長が改選され初めての定例会でもありますので、加藤町長の所信表明を行っていただくこととしております。この所信表明が終わりました後に、議件名を省略しますが、最初に、議案第 26 号から議案第 32 号の 7 議案を一括上程していただきます。この上程しました 7 議案について加藤町長に提案理由説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

続いて、報告第 1 号から報告第 3 号までの 3 議案を一括上程し、町長より上程議案の提案理由説明を受け、担当課長より詳細な説明を行っていただきます。

以上をもって令和 3 年第 2 回定例会の初日は散会といたします。

なお、定例会での議案等の審議については、その審議内容等を鑑みて委員会付託を省略し、本会議で審議することといたしました。

次に、定例会は 6 月 15 日午前 9 時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は 4 名の方が通告されており、この一般質問の取扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくこととしましたので、よろしく願いいたします。

なお、発言は町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第 26 号から議案第 32 号までの 7 議案を一括上程し、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第3号までの3議案を一括上程し、個別に質疑を行っていただきます。

以上をもって15日の本会議は散会とさせていただきます。

次に、定例会最終日は6月18日午前9時より再開し、議案第26号から議案第32号までの7議案を一括上程し、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とし、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

最後に、今定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議に支障がない範囲で説明者の人員配置等、合理的な対応を執行部に対し依頼いたしました。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和3年6月9日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査、御苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日6月9日から6月18日までの10日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から6月18日までの10日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間と決定しました。

日程第3 所信表明について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第3、所信表明についてを議題といたします。

加藤町長より所信表明をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

昨日は33度を超えるような真夏日を各地で記録いたしました。新型コロナウイルスの感染に気をつける中、今度は早くも熱中症に気をつけないかんような、そんな季節になってまいりました。体調管理に十分気をつけていかないかんなど、改めてそんなふうにお知らせいただいております。

そうした中、本日は、令和3年第2回の本曾岬町議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さん方、御出席をいただき、誠にありがとうございます。今期定例会には、執行部より7議案と報告案件3件、合わせて10件を提出させていただいております。それぞれ皆さん方には十分な審議を尽くしていただきますようお願いをいたしたいと思っております。

さて、木曾岬町におきましては、先般4月20日告示の町長・町議会議員の同時選挙が行われました。議員の皆さん方とともに、私自身も無投票当選という結果をいただいたところでございます。私自身、4期目の町政運営を担わせていただくこととなりまして、無投票当選の意義とその責任の重さを改めて痛感いたしておるところでございます。改選後初の町議会定例会でございまして、開会日にお時間をいただいて町長の所信を述べさせていただきます次第でございます。

4期目の町政運営に当たっては、私は、まず初心に返って、原点であります町民の皆さんと共に誠実に信頼の町政をモットーに、安全安心の明るく住みよい町、魅力のある元気な町を目指して、至誠通天、何事にも誠心誠意、全力を尽くして、町民の皆さんの負託に応えていかなければならないと、決意を新たにいたしているところでございます。

昨年、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、1年半ほどになりますが、この間、コロナ感染症のニュースが報道されなかった日があったでしょうか。我が国においてもかつて経験したことのないような事態が今日もなお続いており、皆さんには大変な不安と御苦労の毎日が続いており、生活や経済に及ぼす影響は計り知れないものがあると思っております。本町においては、いち早く対策本部を設置いたしまして、感染防止対策と経済支援策、両面にわたってのコロナ対策に取り組んでまいったところでございます。

一方、ワクチン接種につきましては、町内2か所の医院による個別接種で、65歳以上の高齢者の方々を75歳以上と74歳以下の方々に分けて予約、そして、接種を始めております。75歳以上の方々は既にこの6月5日までに2回目の接種を終えていただいて、74歳以下65歳以上の方々につきましては、6月7日から接種を始めていただき、7月4日には2回目の接種を終えていただく予定となっております。

さらに、64歳以下12歳以上の皆さんにつきましても、ワクチンが配分され次第、接種ができるような準備体制を整えておるところでございます。ぜひ全員の皆さん方にワクチン接種を受けていただいて、感染リスクを下げるとともに新しい生活様式を定着させて、1日も早くコロナ禍を乗り越えて安全で安心して暮らすことのできる、そんな日常を取り戻し、さらには、町内のそれぞれの行事やイベント、あるいは皆さん方のそれぞれの活動を元気に楽しく開催できるように、皆さん方の御理解や御協力をいただいて、この苦難を皆さんと一緒に乗り越えていきたいと考えております。

まず、コロナ対策に万全を期しながら、その上で、防災・減災対策を第一に、町民の皆さんの命を守り、町を守るためのハード整備を急ぐとともに、皆さんの防災意識を高め、自主防災力の充実、強化を図り、情報伝達や広域避難の防災訓練など、ソフト対策に一層力を入れていきたいと考えております。また、地域BWA事業や高齢者の交通手段や、あるいは自主運行バスの拡充など、安全安心で便利な住みよい町を目指してまいります。

一方、当町は、人口ビジョン総合戦略の重点事業として推進を図っております定住化対策や少子化対策などは、本町に限らず多くの市町村が抱えている課題ではございますが、

本町の重要課題として役場庁内でプロジェクトチームを設置いたしまして、重点事業を検証し、そして、具体策を定住化や少子化対策に反映していきたいと考えているところでございます。

また、子育て支援の拡充や、小中学校ではICT教育の充実や木曾岬町の魅力を体験していただき、郷土への愛着や誇りを育んでくれるような体験学習など、さらに力を入れていきたいと思っております。

さらには、南部幼稚園・保育園の園舎を改修して、ふれあいの里を福祉事業や地域交流の拠点として健康増進や福祉の充実を図り、健康長寿のまちづくりなど、子どもさんたちから高齢者の皆さんまでがこの我が町に魅力を感じて、生き生きとした輝きのある元気な町を目指してまいります。

木曾岬町は、第5次総合計画をまちづくりの指針として施策の推進を図っているところでございますが、平成から令和の時代を迎え、新しい時代認識と将来を見据えた木曾岬町の将来像と、その町の基盤づくりが求められていると考えております。

本町は、愛知県との県境地に位置しておりまして、大都市近郊の町であり、名古屋港に隣接をし、臨海工業地帯の中心にあるポテンシャルの高い町でございます。

しかしながら、経済圏や生活圏を結ぶ基幹道路や、交通機関と言えば国道23号線と伊勢湾岸自動車道がございますが、これらいずれもが町の上を東西に通過しており、国道1号線や鉄道につながる南北の基幹道路もございません。

生活や経済だけでなく、防災上や危機管理上からも主要道路へつなぐ南北軸となる道路や愛知県側とのアクセス道路と、そして、一体的な地域づくりは、木曾岬町の将来の発展には不可欠でございます。長年の懸案でしたが、御案内のように、県道バイパスが23号線を交差して北へ開通いたしました。念願であった南北を結ぶことが出来、これをさらに北へ延伸を図ってまいります。

愛知県側への道路アクセスにつきましては、待望の木曾岬干拓地の木曾岬新輪工業団地の分譲が順調に進んでおりまして、立地企業の大規模な建設工事が相次いでおります。三重県がようやく本格的に取り組んでいただくこととなってまいりました。

私は、このときのことを念頭に置きながら、町長就任以来、愛知県の方々との交流を大切にまいりましたが、三重県としっかりと連携を図りながら1日でも早く、1年でも早く実現できるように頑張っていきたいと考えております。

その木曾岬干拓地でございますが、予定を1年繰り上げて分譲するほどに順調に進んでいますが、本町にとっては、より波及効果の高い企業誘致に重点を置いて、三重県と連携をしっかりと図っていきたいと考えております。

さらには、未着手の南部の土地利用につきましては、いまだに長い年月を要することとなっております。企業誘致が1年でも早く実現できるように努力するとともに、木曾岬干拓地全体がポテンシャルの高い位置にあることから、この地域資源を生かした夢のある都

市空間の形成など民間活力も視野に、バランスの取れた魅力のあるまちづくりに知恵を出し、汗をかいていきたいと考えております。

一方、木曾岬干拓地の企業誘致や都市型の土地利用が進むことによりまして、財政基盤の安定化を図るとともに、雇用の創出によって若い世代の定住化を促し、少子化対策につなげていきたいと考えているところでございます。

以上、町政の推進に当たって主要な施策方針を申し上げましたが、まずは、コロナ対策、その上で、継続中の事業をさらに促進させ仕上げるとともに、長年の懸案課題を着実に前進させ実現を図る一方で、課題によっては着実にその道筋をつけていくことなど、将来を見据えた町の基盤をしっかりと築いていかなければならないと考えているところでございます。

未来に向かって町民の皆さんと共に魅力のある元気な町を目指し、木曾岬町のさらなる発展のために全力を尽くしてまいりますので、何とぞ町議会議員の皆様、そして、町民の皆様の深い御理解と御支援、御協力を改めて切にお願い申し上げ、私の所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の所信表明が終わりました。

日程第 4 議案第 26号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第1号)について

日程第 5 議案第 27号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算(第1号)について

日程第 6 議案第 28号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第 7 議案第 29号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 30号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第 9 議案第 31号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結について

日程第 10 議案第 32号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（服部英二夫君） 続いて、日程第4、議案第26号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第1号)についてから日程第10、議案第32号、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての7議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） 会議の議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程４、議案第２６号から日程１０、議案第３２号までの７議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、日程４の議案第２６号、令和３年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第１号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ１億５，５００万円を追加いたしまして、予算の総額を２９億２，０００万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げます。

まず、総務費では、令和２年度に少子化対策、定住化対策などの対策を講じるために設置された木曾岬町人口減少対策プロジェクトチームを引き続き開催するための支援業務や、職員が使用する内部情報系端末の更新に係る費用を計上するものでございます。

次に、民生費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行うという観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を計上しているほか、児童虐待防止のための情報共有システムに要する経費などを計上するものでございます。

次に、衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防対策事業として、感染予防の消耗品及び備品をそろえる経費や乳幼児用の防災備蓄品を整えるための経費、また、町民の方々への保健指導を強化させるために、新型コロナウイルスワクチン接種記録システムと健康かるてを連携させる経費などを計上するものでございます。

次に、農林水産業費では、今年度の事業費が確定したことから、川先排水機場の改修工事に要する経費を計上するものでございます。

次に、土木費では、道路台帳の修正に係る経費や橋梁の修繕に要する経費、新たに町道整備を検討するための調査・測量・設計業務費などを計上するものでございます。

次に、消防費では、新型コロナウイルス感染症の予防用備蓄品として、避難所のパーティションと簡易ベッドを購入するための経費や三重県防災通信ネットワークの整備工事に係る負担金などを計上するものでございます。

次に、教育費では、公民館や文化資料館、体育館などの長寿命化計画の策定業務に係る経費や図書館の書棚を増設するための経費、小中学校におけるコロナ対策に要する消耗品や備品を購入するための経費や、学校給食で使用する配膳トレーや食缶類を新たに購入するための経費などを計上するものでございます。

以上が歳出予算の主なものでございますが、これに対する歳入予算といたしましては、説明した事業に対する国、県の支出金と、不足する財源を財政調整基金から繰り入れるも

のでございます。

次に、日程５、議案第２７号、令和３年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ１９７万３，０００円を追加し、予算の総額を４９７万３，０００円とするものでございます。本会計で先行取得した土地を防災施設用地として管理区分を変更したことにより、一般会計が買い戻すために必要な予算措置を本会計において行うものでございます。

次に、日程６、議案第２８号、令和３年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ１，２３０万円を追加し、予算の総額を３億１，８３０万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、一般会計からの繰入金１，２３０万円を増額するものであり、歳出につきましては、維持管理費において、中継ポンプ及び処理場の機器の修繕、点検に係る委託料、補修工事などを計上するものでございます。

次に、日程７、議案第２９号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者などに対する特例による保険料の減免措置について、国による財政支援が令和４年３月３１日まで延長される取扱いが示されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程８、議案第３０号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございますが、令和３年９月１日から桑名広域清掃事業組合並びに東紀州環境施設組合が三重県市町公平委員会に加入することに伴いまして、規約の変更について、所要の手続を行うものでございます。

次に、日程９、議案第３１号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結についてでございますが、東部地区クリーンセンター内の管理棟、汚泥処理施設における耐震補強工事を日本下水道事業団に委託するため、同事業団との協定を締結しようとするものでございます。

次に、日程１０、議案第３２号、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人番号カードの発行に関する手数料は地方公共団体情報システム機構が定めると規定されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程を賜りました７議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、何とぞ十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第26号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ1億5,500万円を追加いたしまして、予算の総額を29億2,000万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

続く第2条では、地方債の変更を、第2表、地方債補正に定めたというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページから4ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、歳入では、14款国庫支出金から21款町債までの5つの款とこれに付随する8つの項において、また、歳出では、2款総務費から11款予備費までの8つの款と付随する19の項において、それぞれ所要の補正をお願いするもので、その総額は既決予算額に1億5,500万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を29億2,000万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

一般単独事業債におきましては、起債メニューの変更に伴いまして充当率が変わったことから、借入れの限度額を970万円から1,090万円に、また、公共事業等債におきましては、事業費の増加に伴い借入れの限度額を2,110万円から3,510万円にそれぞれ増額をするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

6ページの総括の説明は割愛をさせていただきまして、7ページから各所管課長より説明をさせていただきます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、7ページ、8ページをお願いします。

歳入について説明させていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、600万円を追加するものでございます。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金としま

して、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を目的に児童1人当たり1律5万円を支給するため、追加補正させていただくものでございます。10割補助でございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、44万円を追加するものでございます。児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金としまして、児童虐待事案における転居等の自治体間での情報共有を迅速に行うことを目的に、国の方針に基づき情報共有システムの構築を推進するため、児童相談システム改修の所要額に対する補助金を追加補正させていただくものでございます。2分の1補助でございます。

2目衛生費国庫補助金では、78万7,000円を追加するものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金としまして、主に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に当たり、個人の接種状況を記録するシステムと予防接種台帳システムを連携するため、国の方針に基づきシステム改修の所要額に対する補助金を追加補正させていただくものでございます。10割補助でございます。

以上です。

○建設課長（黒田良人君） 5目土木費国庫補助金では、1,153万5,000円を追加し、補正後2,066万円とするものでございます。補正額の内容といたしましては、橋梁修繕工事として153万5,000円を計上するものでございまして、補助率としては10分の5.5、また、新たな町道整備を検討するための調査費といたしまして1,000万円を計上するものでございまして、補助率としては10分の5でございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 7目総務費国庫補助金では、3,611万円を追加し、4,633万7,000円とするものでございます。個人番号カード交付補助金では、個人番号カードの交付に当たる事務費相当分を見込むものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 続く、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、3,571万円を追加計上するものでございます。地方公共団体が地域の実情に応じて実施いたします新型コロナウイルス感染症対策事業に要する費用に対しまして交付される交付金で、国の第3次補正予算分として増額をされた額のうち、今回におきましては、コロナウイルス予防対策事業補助金やコロナ対策用の防災備蓄品に要する費用、小中学校や役場庁舎での感染防止対策など、本補正予算内に計上されております対象事業費用相当分を計上しているものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） 款、変わりまして、15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金では、今回44万8,000円を追加し、171万円とするものでございます。補習等のための指導員等派遣事業補助金といたしまして、中学校における部活動外部

指導者への講師謝礼金につきまして、国、県より基準額の3分の2を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） ページ、おめくりいただき、3項委託金、1目総務委託金では、1万2,000円を増額し、1,721万4,000円とするものでございます。統計調査費委託金において、統計調査員確保対策事業が追加決定されたことによるものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 18款繰入金、1項3目土地取得特別会計繰入金では、197万3,000円を増額いたしまして、460万4,000円とするものでございます。土地取得特別会計で管理しておりました南部地区津波避難タワーの用地の管理区分の変更に伴う売払収入を繰り入れるものでございます。

続く、2目財政調整基金繰入金では、8,200万円を増額いたしまして、3億2,200万円とするものでございます。本予算で不足する財源を確保しようとするものでございます。

20款諸収入、4項5目雑入では、49万5,000円を増額いたしまして、1,106万6,000円とするものでございます。コピー代収入等の見込額を増額するものでございます。

21款町債、1項2目土木債では、1,520万円を増額いたしまして、2,490万円とするものでございます。一般単独事業債は、町道舗装修繕工事について、当初、公共施設等適正管理事業債として借り入れる計画としていたものを、充当率及び交付税算入率がより有利な緊急自然災害防止対策債へ変更しようとすることから増額となっているもので、続く、公共事業等債は、避難路整備事業、道路事業並びに橋梁修繕工事の財源として借入れを行うものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページ、12ページの総括を割愛させていただきます。13ページから各課長より説明させていただきます。

それでは、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5項財産管理費では、38万2,000円を増額いたしまして、4,681万5,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議室等に飛沫感染対策用のアクリルパネルを増設するための費用を計上しているものでございます。

6目企画費では、292万円を増額いたしまして、1,106万4,000円とするものでございます。報酬では、第2期人口ビジョン総合戦略を策定するに当たりまして、まち・ひと・しごと創生会議、こちらの会議を開催するための費用を計上し、続く委託料で

は、令和2年度に設置いたしました木曾岬町人口減少対策プロジェクトチームを令和3年度においても引き続き設置し、少子化対策や定住化対策など、本町が抱える課題解決に必要な対策を講じていくために、専門家の支援を受けるための費用を計上しているものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 12目高度情報処理対策費では、831万6,000円を増額し、7,441万6,000円とするものでございます。需用費においては高規格のUSBメモリーを、また、備品購入費においては、職員が使用している内部情報系端末の購入費用をそれぞれ追加するものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項1目戸籍住民基本台帳費では、41万円を増額し、2,989万5,000円とするものでございます。個人番号カードの交付に従事する職員について業務委託を予定しておりましたが、会計年度任用職員を配置したことにより予算区分等を変更するもので、報酬から旅費までについては、会計年度任用職員1名分の人件費を計上、委託料については、派遣業務に要する予算を減額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 15ページ、16ページをお願いいたします。

4項3目衆議院議員総選挙費では、16万5,000円を追加いたしまして、609万1,000円とするものでございます。本年度執行が予定されております衆議院議員選挙におきまして、開票作業に必要なシステムのバージョンアップを行うための費用を計上しているものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 5項統計調査費、2目指定統計調査費では、1万3,000円を増額し、87万1,000円とするものでございます。歳入において説明をいたしました統計調査員確保対策事業の必要経費を需用費、役務費においてそれぞれ計上するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費では、45万7,000円を追加するものでございます。工事請負費としまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ふれあいの里施設内の換気対策として、網戸設置に要する費用を追加補正させていただくものでございます。

3目老人福祉費では、6万円を追加するものでございます。使用料及び賃借料としまして、指定介護予防事業に係る令和3年4月の制度改正及び報酬改定に対応するため、国保中央会介護電送ソフトの使用料に要する費用を追加補正させていただくものでございます。

17ページ、18ページへお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、88万円を追加するものでございます。委託料としまして、児童虐待事案における転居等の自治体間での情報共有を迅速に行うため、国の方針に基づき情報共有システムの構築を推進することを目的に、児童相談システムの改修に要する費用を追加補正させていただくものでございます。

2目児童措置費では、600万円を追加するものでございます。3節の職員手当等から13節使用料及び賃借料については、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務的経費に計上しており、19節扶助費については、事業費分としまして、児童1人当たり一律5万円の支給に要する費用、100人分の給付金を追加補正させていただくものでございます。

5目こども園費では、40万3,000円を追加するものでございます。需用費の修繕料については、こども園の園庭遊具の定期点検結果により、3つの遊具が補修判定を受けたことによる修繕及び園舎、遊戯室のカーテンが著しく劣化したことによる取替え費用を追加補正させていくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健施設費では、129万円を追加するものでございます。需用費の消耗品としまして、要援護者用の備蓄品整備計画に基づき、乳幼児・要配慮者用の防災備蓄関係消耗品の購入及び新型コロナウイルス感染症予防整備計画に基づき、マスク、消毒薬等の感染予防備蓄関係消耗品の購入に要する費用を追加補正させていただくものでございます。

3目予防費では、2,135万7,000円を追加するものでございます。3節の職員手当等から、次のページの12節委託料を除いた18節負担金、補助及び交付金までについては、新型コロナウイルス感染症予防対策事業としまして、町民の方々が感染症予防対策のために必要な物品等を購入した経費に対して、1世帯1万円を上限に1回限り2分の1補助を行い、基本的な感染予防の徹底及び新しい生活様式の定着を目的として、事業に要する経費2,060万円を追加、12節委託料については、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に当たり、個人の接種状況を記録するシステムと予防接種台帳システムを連携するため、国の方針に基づきシステム改修に要する費用75万7,000円を追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 2項2目塵芥処理費では、130万円を減額し、1億777万1,000円とするものでございます。家庭ごみ収集年間委託料の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページをおめぐりいただき、21、22ページをお願いします。

5款1項3目農業振興費、52万円を増額し、433万円とするものでございます。需

用費は、本年3月に見入地区多目的共同利用施設で実施しました消防法第17条の3の3に規定されております消防設備の定期点検において、不備が発見されました設備の修繕費を増額するものでございます。負担金、補助及び交付金では、当初予算が骨格予算であったことから、各農業団体への補助金のうち、当初予算において計上されていない7月以降が決算の団体の補助金を増額するものでございます。

8目産業文化祭費では、380万円を計上するものでございます。負担金、補助及び交付金は、当初予算が骨格予算であったことから、ふれあい広場実行委員会への補助金を昨年度と同額で計上するものでございます。

2項3目湛水防除費、3,616万8,000円を増額し、7,959万3,000円とするものでございます。委託料は、県営湛水防除事業2期地区川先排水機場の工事に伴い、町負担で施行が必要な既存排水機場の電気設備の改修に伴う管理業務を計上するものでございます。工事請負費では、委託料でも御説明しました既設排水機場の改修に要する工事費を計上するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 7款土木費、2項1目道路橋梁維持費におきましては、1,300万円を増額し、補正後5,213万9,000円とするものでございます。委託料におきましては、道路台帳の修正業務を行うものでございます。工事請負費におきましては、まず、整備工事として、カーブミラーや車線分離標などの設置を行います。

ページ、めくっていただきまして、修繕工事におきましては、区画線の塗り直しなどの安全工事に資する工事を行います。それと、橋梁維持補修費でございますが、橋梁1橋の修繕工事を行うものでございます。

次、2目道路新設改良費でございます。2,180万を増額し、3,966万4,000円とするものでございます。委託料におきまして、新たな町道整備を検討するため国の交付金を活用し調査、検討を行うものでございまして、まず、外平喜・小学校線、これは役場の裏側の南北に伸びる路線であり、小学生の通学路となっているところでございますが、隣接する水路を歩道として活用するための工法などについて調査、設計を行うものでございます。

そして、もう一つでございますが、昨年度、雁ヶ地・福崎線が開通し、国道23号の流入が多くなっているところでございますが、その先線である川西幹線を北進した突き当りの部分がボトルネックとなっておりますので、今後、その整備方法について検討するための調査費を計上するものでございます。

続きまして、4項都市計画費、3目公共下水道費でございます。1,230万円を増額し、2億1,780万円とするものでございます。公共下水道事業特別会計への補填財源でございまして、中継ポンプ及び処理場の機器の修繕、点検に係る委託料、補修工事を行うものでございます。

5目公園費でございますが、工事請負費といたしまして、グルービーパークにおけるあずまやなどの修繕工事を行うものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 8款消防費、1項3目消防施設費では、96万2,000円を増額し、474万8,000円とするものでございます。消防団第1分団の消防車格納庫塗装工事費用を計上するものでございます。

5目災害対策費では、1,073万4,000円を増額し、2,485万1,000円とするものでございます。需用費においては、新型コロナウイルス感染予防備蓄品として、避難所のパーティションや簡易ベッドなどを購入するための経費、公有財産購入費では、南部地区津波避難タワーの用地について、普通財産から行政財産への管理区分変更に伴う経理処理を行うための経費を、また、次のページの負担金、補助及び交付金では、三重県防災通信ネットワークの再整備工事に係る負担金を計上するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） 9款教育費でございます。1項1目事務局費では、今回477万円を追加し、9,478万7,000円とするものでございます。子どもたちの読書活動推進のための読書登山冊子の改訂・増刷経費や社会教育施設の長寿命化計画の策定業務の委託料でございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、このたび77万8,000円を追加し、3,700万5,000円としております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大のさらなる対策といたしまして、需用費では、アクリルパーティションやレバー式水栓、備品購入費では、サーマルカメラなどの必要経費を計上したものでございます。

ページをめくっていただきまして、3項中学校費、1目学校管理費では、今回302万7,000円を追加し、2,964万円でございます。小学校費同様に、感染症対策に必要なアクリルパーティションやサーマルカメラなどの消耗品や備品の購入費用のほか、講師謝礼金では、歳入でも御説明をさせていただきました部活動の外部指導者講師謝礼金を、修繕料では、特別教室のカーテンの修繕、委託料では、校舎の清掃業務の必要経費でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費では、今回90万9,000円を追加し、1,059万1,000円としております。需用費では、太鼓の革の張り替え費用、委託料におきましては、町民ホールで開催するイベントに係る経費でございます。

2目公民館費では、今回139万6,000円を追加し、820万8,000円としております。主なものでは、北部公民館ふるさと陶芸館の屋根及び東部公民館のトイレの修繕経費でございます。

5目図書館費では、今回138万2,000円を追加いたしまして、1,444万8,000円とするものでございます。図書館内の開架用書架などの購入経費でございます。

次に、6項保健体育費、2目保健体育施設費では、今回2万6,000円を追加し、1,672万6,000円としております。新型コロナウイルス感染症対策のための町体育館の水道のレバー式水栓の購入費用でございます。

ページをめくっていただきまして、29、30ページでございます。

3目学校給食費では、今回132万7,000円を追加し、6,210万9,000円とするものでございます。会計年度任用職員として雇用しております管理栄養士の費用弁償のほか、需用費では、給食の配膳時に使用するトレーにつきまして、割れやひびなどが顕著になってきたことからこの購入費用を、備品購入費におきましては、給食を提供する際に使用する食缶のうち、一部破損して保温能力が低下しております10個について、更新をする費用でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 11款1項1目予備費では、18万2,000円を減額いたしまして、608万2,000円とするものでございます。地方自治法の定める予備費でございます。この補正予算の歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

事項別明細書の説明は以上でございます。

附属する資料といたしまして、31ページには、地方債に関する調書を添付させていただいております。

この予算のとおり令和3年度の借入れを行いますと、年度末の地方債現在高は32億2,401万5,000円になる見込みを示しているものでございます。

以上で一般会計の補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 議案第27号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

32ページを御覧ください。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次の定めによるところによるというものでございます。

第1条第1項は、既決予算額に歳入歳出それぞれ197万3,000円を追加し、予算の総額を497万3,000円とするものでございます。

第2項では、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

33ページ、34ページの第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では御覧の1款1項を、また、歳出におきましても1款1項において、それぞれ所要の補正をお願いするもので、このたび197万3,000円を追加し、補正後の予算額を497万3,000円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

歳入の総括表を割愛し、36、37ページの歳入事項別明細を御覧ください。

4 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目不動産売払収入において、1 9 7 万 3, 0 0 0 円を増額するものであります。これは、このたび当会計で管理する土地のうち 8 4 7 平米を行政財産として使用するため町に売払いを行ったことから、その売払収入を計上しようとするものでございます。

歳入については以上です。

続きまして、歳出でございますが、総括表を割愛させていただきます。歳出の事項別明細、4 0 ページ、4 1 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目財産管理費、このたび歳入として受け入れる不動産売払収入 1 9 7 万 3, 0 0 0 円を一般会計に繰り入れるため、同額を予算計上し、増額補正をしようとするものでございます。

以上が土地取得特別会計の補正予算の内容であります。

○建設課長（黒田良人君） 続きまして、4 2 ページを御覧ください。

議案第 2 8 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出の補正といたしまして、総額にそれぞれ 1, 2 3 0 万円を追加し、予算総額を 3 億 1, 8 3 0 万円とするものでございまして、第 2 項では、補正の区分及び金額を、第 1 表、歳入歳出補正予算に定めることを規定するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、4 3 ページ、4 4 ページでございますが、第 1 表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

今回の補正におきましては、歳入では 1 つの款とそれに付随する 1 つの項、歳出では 2 つの款とそれに付随する 2 つの項を補正するものでございまして、補正予算額を 1, 2 3 0 万円追加し、補正後 3 億 1, 8 3 0 万円とするものでございます。

4 5 ページの総括は割愛させていただきます。4 6 ページ、4 7 ページを御覧ください。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、1, 2 3 0 万円を増額し、補正後 2 億 1, 7 8 0 万円とするものでございます。これについては、下水道予算の補填財源で取り扱っております。

次、ページをめくっていただきまして、歳出でございますが、5 0 ページ、5 1 ページを御覧ください。明細のほうで御説明させていただきます。

1 款施設費、1 項 2 目維持管理費では、1, 2 3 6 万 3, 0 0 0 円を増額し、1 億 5, 5 0 9 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。主な補正といたしましては、委託料におきましては、全室素・全リン計、UV 計などの保守点検の委託を行うものでございます。工事請負費につきましては、中継ポンプ及び処理場の機器の修繕、取替えなどと、あと、

下水道管の補修工事を実施するものでございます。備品購入におきましては、維持管理用の排水用水中ポンプの購入費でございます。

続きまして、3款予備費、1項1目予備費でございますが、6万3,000円を減額し、108万7,000円とするものでございます。この金額をもって歳出の補正額の調整を行っております。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 続きまして、議案第29号について説明をさせていただきます。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするということでございます。

下段、提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に対する保険料の減免措置を延長するため、本条例を改正するものである。木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

このたびの条例改正につきましては、昨年の6月議会において可決いただきました新型コロナウイルス感染症対策による減免の特例について、国による財政支援が延長されたものでございます。減免に係る基準等は昨年度と変更はございませんが、国による財政支援は、減免状況によって10分の2から10分の8ということになっております。

附則の第9条でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例についての条文となります。

中段、下線部の対象となる保険料区分を、今回、令和3年度分（令和2年度分相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものを含む。）に改正し、1段落下の納付期限につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日に改正するものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条例の最下段、附則でございますが、この条例につきましては公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上が木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしく申し上げます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 続いて、議案第30号をお願いいたします。

議案第30号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が増加すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和3年9月1日から桑名広域清掃事業組合並びに東紀州環境施設組合が三重県市町公平委員会に加入することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市長公平委員会規約を変更することについて協議をする必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

ページ、1枚めくっていただきますと規約の本文、さらに1枚めくっていただきました新旧対照表において説明をさせていただきます。

左側が変更案、右側が現行というふうになっております。

別表におきまして、新たに桑名広域清掃事業組合と東紀州環境施設組合を加えるというものでございます。

左側の規約本文の附則でございますが、この規約は令和3年9月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。お願いいたします。

○建設課長（黒田良人君） 続きまして、議案第31号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結についてでございます。

当議案につきましては、さきの全員協議会でも御説明させていただいたものでございまして、議案書に沿って説明させていただきます。

木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの建設工事委託について、下記のとおり協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

下段の提案理由を御覧ください。

木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結については、地方自治法及び議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提案する理由でございます。

中段の記以下を御覧ください。

協定の内容でございます。

協定の目的、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの建設工事委託に関する協定、協定金額1億円、協定の相手方、日本下水道事業団でございます。

御説明は以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君）　続きますして、議案第32号について説明をさせていただきます。

木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするということでございます。

下段、提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人番号カードの発行に関する手数料の規定が定められたことから、本条例を改正するものでございます。木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条は、当該条例で定める手数料の種類及び金額を定めた条文となります。第29号は、個人番号カードの再交付手数料を1件につき800円と定めたもので、このたびの上位法令の当該手数料の規定が盛り込まれたことにより、削除するものです。また、29号の削除により、第30号を1号繰り上げ、第29号として改正するものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条例の最下段でございます。

附則でございますが、この条例は令和3年9月1日から適用するものでございます。

以上が木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君）　事務当局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程しましたそれぞれの議案の質疑は6月15日に行います。

説明は続いておりますが、ここで暫時休憩といたします。10時25分から始めます。

午前10時　5分休憩

午前10時25分再開

○議長（服部英二夫君）　休憩を解き、本会議に戻します。

日程第11　報告第1号　令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第12　報告第2号　令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13　報告第3号　令和3年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和2年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

○議長（服部英二夫君）　続きますして、日程第11、報告第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第13、報告第3号、

令和3年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和2年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についての3議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程11、報告第1号から日程13、報告第3号までの報告事項3件につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、日程11、報告第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和2年度町一般会計補正予算（第3号）、（第6号）及び（第9号）で繰越明許費の承認をいただきました。

社会保障・税番号制度システム整備から木曾岬町体育館空調整備改修工事監督支援業務委託までの11事業において、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものでございます。

次に、日程12、報告第2号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和2年度町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で繰越明許費の承認をいただきました東部クリーンセンター塩素混和池ほか設計業務並びにマンホール等耐震補強積算業務・耐震補強工事において、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものでございます。

次に、日程13、報告第3号、令和3年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和2年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてでございますが、本年の3月12日、書面決議による第104回の木曾岬町土地開発公社理事会を開催し、令和3年度の事業計画及び会計予算が可決されました。また、5月24日、書面決議による第105回の同理事会を開催し、令和2年度の事業報告と会計決算が承認されております。

土地開発公社の事務は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、毎事業年度の事業計画及び予算・資金計画を作成し、土地開発公社の設立団体長に決算に係る財務諸表の提出が定められております。これを受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に報告させていただくものでございます。

以上、上程を賜りました報告事項3件の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、報告第1号をお願いいたします。

報告第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するというものでございます。

令和2年度予算を令和3年度に執行するために、令和2年度の町一般会計補正予算（第3号）、（第6号）及び（第9号）でそれぞれ御承認をいただきました繰越明許費の事業が確定したことから、報告をさせていただくものでございます。

ページ、おめくりいただきまして、次ページの繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

2ページにわたって記載をさせていただいておりますこちらの計算書では、2款総務費から9款教育費までの6つの款と付随する7つの項における事業名、事業に係る総金額、令和3年度への繰越額と、その財源内訳を記載しております。

記載の11項目の事業に係る総額2億8,589万7,000円の事業費に対しまして、2億8,383万7,000円を繰越額とすることを示しているものとなります。

その次のページ以降では、繰越計算書の明細書を提出させていただいております。前のページでお示しさせていただいた繰越額の予算執行における明細を歳入歳出それぞれに示しているものでございますが、こちらに記載されている内容につきましては、補正予算の説明時の事項別明細書と同じものとなっておりますので、後刻、御確認をお願いいたします。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

○建設課長（黒田良人君） それでは、報告第2号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

これは、令和2年度の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）にて承認を受けた繰越明許費の事業の内容が確定しましたので、御報告するものでございます。

次ページの繰越計算書を御覧ください。

1款施設費、1項東部クリーンセンター塩素混和池ほか設計業務でございますが、国の交付金を活用した事業でございます。翌年度の繰越額は518万5,000円でございます。また、マンホール等耐震補強積算業務・耐震補強工事でございますが、これも同じく国の交付金を活用した事業でございます。翌年度の繰越額は1,600万円ござい

ます。これらの内容につきましては、さきの令和3年第1回定例会において御審議いただき、御承認いただいたものでございます。

ページをおめくりください。

繰越明細書といたしまして、繰越額の執行予算における明細を歳入、そして歳出、それぞれをお示ししたものでございます。

説明は以上でございます。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 次に、報告第3号でございます。

令和3年度木曾岬町土地開発公社の事業計画及び会計予算並びに令和2年度木曾岬町土地開発公社の事業報告及び会計決算報告を御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和2年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、別紙のとおり報告するものでございます。

第104回木曾岬町土地開発公社理事会の資料を御覧ください。

令和2年3月に開催されました土地開発公社理事会において公社定款の一部が改正され、書面表決による理事会の開催が可能となりましたことから、本理事会は、本年3月5日付にて書面表決により開催されました。本資料は、その際の理事会資料でございます。

4ページを御覧ください。

令和3年度の事業計画でございますが、特段の事業計画はございません。

5ページは、令和3年度会計予算の上程議案でございます。

6ページ、第2条を御覧ください。

収入では、第2款事業外収益の1,000円、支出では、第2款の販売費及び一般管理費の34万1,000円を予定額と定めたものでございます。

7ページは、収益的収入及び支出の明細です。

上段の収入には、事業外収益の預金の利息を計上しております。下段の支出では、事業費用に開発公社の事務費といたしまして、委員報酬、消耗品、コピー代、郵送料、燃料費、事業委託料、法人税の計34万1,000円を計上しております。

続いて、9ページを御覧ください。

令和3年度の資金計画でございます。

次の10ページはこの会計の予定損益計算書と、11ページには予定貸借対照表で、公社が保有する資産944万5,000円の構成を示しております。

12ページには、財務指標の1つであります会計期間内の資金の動きを示した予定のキャッシュフロー計算書でございます。

第104回理事会で審議されました令和3年度事業計画、会計予算並びに資金計画については、以上でございます。

次に、105回木曾岬町土地開発公社理事会の資料を御覧ください。

本理事会におきましても、令和3年5月18日の日付をもって書面表決により理事会が開催されました。この理事会では、令和2年度の決算がまとまりましたことから、令和2年度の事業報告、会計決算報告を行うとともに、決算で生じた未処分利益剰余金の処分案について御審議をいただきました。

4ページ、5ページをお願いします。

令和2年度の事業報告でございますが、令和2年においては、特段の実施事業はなく、理事会議決事項の報告をさせていただきました。令和2年度の理事会で行われた議決事項は、6ページ、7ページの記載のとおりでございます。

続いて、10ページを御覧ください。

令和2年度の会計決算書でございます。

11ページには、収益的収入及び支出を記載しております。

収入2款の事業外収益で、預金利息の収入548円の決算となっております。

12ページの支出では、2款の販売及び一般管理費において、理事会の経費や書類の印刷代等の支出決算であり、その額は17万9,507円となっております。

13ページが土地開発公社の1年の資金運用表を示しております。

14ページでは、この決算の損益計算書でございます。

15ページは貸借対照表で、公社の資産と負債と資本のバランスを示した財務諸表となっております。

16ページは、財産目録を提出しております。

続いて、17ページを御覧ください。

財務指標の1つであります令和2年度内の資金の動きを示したキャッシュフロー計算書でございます。

19ページには、この会計に対する監事の監査意見を添付しております。

最後に、20ページ、21ページで、令和2年度の未処分利益剰余金の処分案でございます。

当年度純損益17万8,959円を前年度余剰金残高496万3,904円で補填し、翌年度の繰越金を478万4,945円とする処分案について、理事会において承認をいただいたところでございます。

報告第3号の説明につきましては、以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細な説明が終わりました。各議案に関しての質疑は6月15日に行います。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時39分散会

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様方には慎重な御審議ありがとうございました。また、

加藤町長をはじめ執行部の方々には詳細な説明をいただきました。ありがとうございました。

なお、一般質問日は6月15日午前9時から再開されますので、御出席賜りますようお願い申し上げます。皆様、大変御苦労さまでした。